

「緊急事態宣言」にともなう 定期券、各種乗車券の払戻しのお知らせ

「緊急事態宣言」に伴い、外出自粛を理由とし、使用しなくなった各種乗車券の払戻しについて、特例により、実際の払戻し申し出日にかかわらず、定期券の場合は最終ご利用日、その他の乗車券については有効期間内に払戻しのお申し出を頂いたものとみなし、「後日払戻し」を行います。

対象となる乗車券

※Osaka Metro、大阪シティバスが発行した乗車券に限ります。

定期券

通用期間と緊急事態宣言期間が重なっており、かつ2021年1月13日以降の、最終ご利用日の時点で払戻し額があるもの（未使用の定期券も含まれます。）

【地下鉄定期券・共通全線定期券】

通用開始後7日以内もしくは有効期間が1か月以上残っている場合

【バス定期券・バス・地下鉄連絡定期券】

1か月定期運賃から（普通運賃×2回×使用経過日数）を差し引き残額が残っている場合もしくは、有効期間が1か月以上残っている場合

回数券

北急連絡回数券、通学割引回数券

2021年1月13日の時点で、有効期限内かつ残回数がある回数券

企画乗車券、1日乗車券（エンジョイエコカード）、団体券

未使用かつ通用期間と緊急事態宣言期間が重なっているもの

払戻し場所及び手数料

	駅構内定期券発売所	駅長室	Osaka Metro 案内カウンター	手数料
定期券	○	—	—	220円
通学割引回数券	○	—	—	—
1日乗車券	○	○	○	—
企画乗車券	○	△※	△※	—
北急連絡回数券	—	○	—	220円
団体券	—	○	—	—

※取扱いしている企画乗車券のみ

特例払戻しの取扱期間

2021年1月14日～緊急事態宣言解除日を含む月の翌月末まで

例) 2021年2月7日に解除された場合：2021年3月末まで

(2021年3月1日更新)

緊急事態措置期間の終了に伴い、2021年3月31日(水曜日)までとなりました。

定期券の払戻しに関する注意事項

この取扱いは、定期券解約のお手続きを後日に遡って取扱いする特例です。ご利用になられなかった一部の期間について払いもどすものではございません。このため、ご利用を一旦中止後、再開された場合は、そのご利用になった最終日を払いもどし(解約)お申し出日として取扱いますので、ご注意ください。